

## つくば薬剤師会規約

目次	第1章 総 則	(第1条～第4条)
	第2章 会 員	(第5条～第8条)
	第3章 役 員	(第9条～第13条)
	第4章 会 議	(第14条～第20条)
	第5章 委員会及び部会	(第21条～第23条)
	第6章 資産及び会計	(第24条～第28条)
	第7章 雑 則	(第29条)
	付 則	

### 第1章 総 則

(名称及び区域)

第1条 本会は『つくば薬剤師会』と称する。

2 本会は『社団法人茨城県薬剤師会つくば支部』の名称を併称する。

3 本会の区域は、つくば市、つくばみらい市の区域とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長(以下、会長という)宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社団法人茨城県薬剤師会(以下「県薬」という)の下部組織(以下支部)として、会員相互間の緊密な連携を図るとともに、薬剤師の資質及び学術水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を推進し、地域医療及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社団法人茨城県薬剤師会、茨城県学校薬剤師会及び関連団体と綿密な連携を図りつつ地域社会の保健、医療、公衆衛生に役立つための諸事業
- (2) 薬剤師として、時代に対応し得る最新の知識、技術の習得向上のため、各種委員会などが中心になり行う研修・広報事業
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業

### 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、県薬に登録された者であって、本会の区域内に住所又は勤務場所を有する者とする。

(入 会)

- 第6条 県薬において別に定めるところにより、会長を経由して県薬に入会申込書を提出した者は、県薬定款第7条第1項の規定に基づく諸手続きを経て、本会に入会したものとす。
- 2 所属支部の変更により本会に入会しようとする者は、従前の所属支部の支部長に対する本会への所属支部変更報告書の提出をもって、本会に入会したものとす。

(退 会)

- 第7条 県薬において別に定めるところにより、会長を経由して県薬に退会届を提出した会員は、本会を退会したものとす。
- 2 住所又は勤務場所の変更に伴い所属支部の変更をしようとする者は、会長及び新たに所属しようとする支部の支部長に対する所属支部変更報告書の提出をもって、本会を退会したものとす。
- 3 退会を申し出た会員は本会に定められた会費等の未納金がある時はこれを完納しなければならない
- 4 次の会員は、本会を退会したものとみなす。
- (1) 死亡した者
- (2) 本会の区域内に住所及び勤務場所を有せず音信不通となった者
- (3) 県薬定款第9条の規定により除名された者

(会費等)

- 第8条 会員は、総会において定められた会費を納入しなければならない。(別表1)
- 2 総会において別に定める場合を除き、退会した会員が既に納入した会費その他会員としての義務に基づく納付金は返還しない。

### 第3章 役員等

(種別及び選任)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 15人以内(会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2人
- 2 役員は、正会員のうちから総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、会務の重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計及び業務を監査し総会に報告する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

-

(顧問及び相談役)

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は2年とする。
- 4 顧問及び相談役は、重要な会務について会長の諮問に応ずるものとする。

(県薬代議員及び予備代議員)

第13条 本会に県薬総会に出席するための代議員及び予備代議員を置く。

- 2 県薬代議員及び予備代議員は会員の中から総会で選任する。但し、委員が退会その他の理由で欠員となった時は、理事会の議を経てこれを補充することができる。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は総会及び理事・役員会(以下理事会と通称する)の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年一回、前事業年度終了後すみやか(2カ月以内)に開催する。
- 3 臨時総会は、総会を開催するに足りる議事を提示し、理事・役員会が必要と認めるとき又は会員の2分の1以上の請求があったときこれを開催することができる。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の招集は、会員に対し会議の目的、内容、日時及び場所などを示し、開催日の7日前までに文書で通知しなければならない。
- 3 前条3項に掲げる臨時総会の請求がなされた場合は、請求を受理した日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の内容)

第16条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。任期は2年とする。

- 2 議案は正会員の100分の1以上の連名にて総会開催の8週間前に議長に提出し総

会にて決議する。

3 総会では、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

(議決権と定足数)

第17条 総会において会員は各1個の議決権を有する。

- 2 会員は総会召集通知に対し出席又は委任状のどちらかにより議決権を行使することができるが、委任状は総会の前日までに招集者に到達しないときは無効とする。
- 3 総会は、委任状を含め会員数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第19条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数及び会議に出席した会員数
  - (3) 議案とその議決事項
  - (4) 議事の経過及び質疑等の要旨
- 2 議事録には、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

第20条 理事・役員会(以下理事会)は必要ある毎に会長が招集し開催する。ここでいう理事会には10条にある全ての役員が出席することができる。

- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) 総予算の10%以内の臨時執行
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 理事会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決する。
- 4 理事、役員報酬及び費用弁償は別に定める(別表2)

## 第5章 委員会及び部会

(専門委員会)

第21条 本会の事業を円滑に推進するため、次の専門委員会を置くことができる。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| (1)総務委員会        | (4)広報委員会          |
| (2)地域医療委員会      | (5)分業対策委員会        |
| (3)学術研修委員会      | (6)ジェネリック医薬品推進委員会 |
| (7)薬学生実務実習運営委員会 |                   |

2 委員会の設置、委員の選任等に関する必要事項は理事会の議を経て会長が定める。

(部会)

第22条 本会の一部の会員に関わる事業を推進するため次の部会を置くことができる。

- (1)学校薬剤師部会
- (2)保険薬局研究会

2 部会の設置、委員の選任等に関する必要事項は理事会の議を経て会長が定める。

(県薬本部委員)

第23条 県薬が運営する本部委員会から委員の委嘱があるとき会員の中から選任する。

2 本部委員は理事会の議を経て会長が委任する。(本部委員会は別表2)

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理等)

第25条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 会計は、会長の監督のもとに、会計担当理事が処理する。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条 収支予算は、総会の議決を経て定めなければならない。ただし、収支予算が成立するまでは前年度に準じた予算を暫定的に執行することができる。

2 会長は会計年度終了後すみやかに収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑 則

第29条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成16年5月12日から施行する。
- 2 本規約の改正前の規約により選任されている現任役員は、承認と同時に選任されたものとみなす。

(別表1)第9条に規定する本会の会費等は以下のとおりとする。

(1) (支部入会金)	10,000 円
(2) (支部年会費) 管理薬剤師	12,000 円
勤務薬剤師	6,000 円

(3) (納入規定)

- 1、入会金は当支部に会員として入会した者に対して一度だけ課するものである。
- 2、支部年会費は4月1日～9月30日までに会員登録された者には全額課するものとし、10月以降に入会した者は半額とする。

(別表2) 県薬本部委員会(委嘱委員は何れも一名)

(1) 本部理事	(6) ベストライフ事業委員会
(2) 職能対策委員会	(7) 医療保険小委員会
(3) 会報編集委員会	(8) 調剤事故防止委員会
(4) 薬局業務委員会	(9) 介護保険委員会
(5) 学術研修委員会	(10) 医薬分業リーダー研修会

(別表3)第21条の4に規定する役員報酬等は以下のとおりとする。(平成15年度承認)

(1) (役員報酬) 会 長	30,000 円
副会長	10,000 円
会計責任者	20,000 円
FAX 案内所責任者	20,000 円
(2) (費用弁償) 役員会出席(1回)	2,000 円

関係機関への出席(市内) 2,000円

” (遠隔地) 理事会で協議の上支給

3 この規約は下記の日の通り、改定後施行する。

平成 20 年 5 月 20 日 改定施行

平成 22 年 5 月 20 日 改定施行